振出地　神奈川県横須賀市
振出人　東芝ライテック株式会社　経理部長附　鎌田　強
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（ヘ）第２７号

千葉県市川市宮久保３丁目16番17号
申立人　三徳建設株式会社
代表者代表取締役　儀同　貴広
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月27日
平成30年３月８日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＡＤ15436
金額　3,000,000円
支払期日　平成30年１月25日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社北洋銀行東京支店
振出日　平成29年９月25日
振出地　東京都港区
振出人　地崎道路株式会社　代表取締役　丹野　義明
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＤ15437
金額　938,200円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４号

宮城県伊具郡丸森町大内字黒佐野38番地
債務者　荒　仁
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田摩美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第２５号

秋田市山王沼田町10番33号　フォレストヒルズ山王109
債務者　廣海　一秀
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　尚子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１５号

山形市南館３丁目６番21－302号　レインボーセントラル南館
債務者　板垣　明江
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村山　永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４５号

岩手県釜石市唐丹町上荒川50－３　フジタ道路株式会社地整鍬台作業所Ａ－202、住民票上の住所岩手県釜石市中妻町２丁目２番４号水野アパート201号
債務者　鈴木　俊也
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　頼金　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４号

福島県郡山市大槻町字北田10番地の２　矢野目アパート２号棟
債務者　薄　広美
１　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊坂奈緒美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第６８０号

大阪市港区南市岡２丁目12番39号、前住所大阪市阿倍野区昭和町１丁目９番６－902号
債務者　吉岡モーター商会こと　吉岡　良和
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　海大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４１号

福岡市中央区高砂２丁目12番29号
債務者　徳重　誠一
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉原　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４６号

大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅２Ａ－12－226号
債務者　大崎　明香
１　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥越　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６３号

大分市大手町３丁目８番６号（第１皐月マンション605）
債務者　渡邊亜紀子
１　決定年月日時　平成30年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　永澤　史貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４５号

佐賀県鳥栖市弥生が丘１丁目６番地１　弥生が丘ハウシーズ1007
債務者　西村　孝一
１　決定年月日時　平成30年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原口　侑
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５４号

大阪府茨木市並木町19番10号　ビュー並木203号
債務者　北摂ダイヤ工業こと　藤井　孝
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　貴晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６８７号

大阪市西区南堀江１丁目16番16－1302号
債務者　山名　英介
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　健男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１３号

大阪府吹田市寿町２丁目20番26号
債務者　フォトスペースこと　寺嶋　幸弘
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７８４号

大阪市都島区東野田町５丁目６番２－603号、住民票上の住所東京都江戸川区南小岩４丁目13番11号
債務者　加藤　悟
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金　啓彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部